

新任町会長自治会長 研修資料

町会自治会の運営や各種行事開催の参考にご活用ください。

問合せ 麻生区町会連合会事務局（麻生区役所地域振興課）

044-965-5113

麻生区町会連合会

（平成28年8月4日）

民生委員の選び方

五力田町内会 会長 鈴木 正視

民生委員児童委員とは

民生委員児童委員は、町内会・自治会の中の福祉の部分を担当する委員です。そのため地域住民の中から、町内会・自治会が推薦するのです。

1 民生委員を選考するにあたって

〔民生委員法は第1条～第29条までである〕

①民生委員として行ってはいけないこと

ア 第16条 民生委員はその職務上の地位を政党または政治的目的のために利用してはならない。(政治家の集会に個人的に行っても良いが、誘ってはいけない)

イ 民生委員法にはないが

- ・宗教に誘ってはいけない
- ・商売をしてはいけない

(高齢者の一人暮らしの方宅に訪問しているので)

②民生委員は特別職の地方公務員です。そして守秘義務が義務付けられています、妻や夫に対しても。給料はありません。(「おしゃべり」の人はダメです)

【厚生労働大臣と川崎市長から委嘱状をいただきます。12月1日付】

③第10条、給与を支給しないものとする

給与はありませんが、活動費はあります。川崎市は年6万円ありますが会費として9団体に戻します。残りは年2万5千円。これが活動費です。これは区によって違います。

他に研修会に行く交通費(新百合丘～中原(エポック中原))は別に出ます。研修は「相談・支援の進め方、傾聴、介護、生活保護、認知症、障害者に関する事、高齢者虐待、児童虐待、子育て支援」等です。

○基本的には「家庭生活が安定して、家族の理解と協力が得られ、活動に相当の時間がさくことができ、健康である者」

2 民生委員の年齢要件

- ・委嘱日に75歳未満の方(平成28年12月1日委嘱)
- ・継続の場合、委嘱日77歳未満(地区民児協の承認必要)
- ・任期3年(28年12月1日～31年11月末まで)

3 こんな活動をしています。

①民生委員は児童委員も兼ねます。そして地区民児協に所属します。麻生区には6つの地区民児協があります。

	地区	現数	欠員数
麻生東第1地区民生委員児童委員協議会	高石、多摩美	16	1
麻生東第2地区民生委員児童委員協議会	金程、千代ヶ丘、細山、向原	11	11
麻生東第3地区民生委員児童委員協議会	東百合丘、百合丘	14	3
柿生第1地区民生委員児童委員協議会	王禅寺、王禅寺西、王禅寺東、虹ヶ丘、白山	24	13
柿生第2地区民生委員児童委員協議会	岡上、上麻生、下麻生、早野	27	3
柿生第3地区民生委員児童委員協議会	はるひ野、黒川、栗木、栗木台、栗平、白鳥、 五力田、片平、古沢、万福寺	30	2

(主任児童委員含まず)

この地区民児協は、定例会が月1回あり委員に情報伝えたり、委員が困ったとき、議題に上げ、話し合いをしています。また研修を受けたりもしています。

②民生委員児童委員がいないと、その地区の福祉の活動ができなくなります。

ア 年末慰問金の配付

イ 児童扶養手当の証明(署名、押印する、昨年柿生第3は19件)

ウ 社協の賛助会員、会費の募金活動(赤い羽根、等)

エ 生活福祉資金(学資資金含む)(調査、捺印)

オ 敬老祝品届け

カ 高齢者調査(75歳以上)

キ 災害時要援護者支援、活動(麻生区887人登録)

ク 一人暮らし等の訪問活動

○活動したことは毎月、活動報告を記入し提出します。

4 民生委員児童委員を2期3期となってもらうためには

平成26年3月、川崎市が民生委員にアンケート調査をしました。

・「やりがいを感じる」と多かったのが、地域貢献、福祉支援、地域住民から感謝されたとき、でした。

・「活動をしやすくするために必要だと思うこと」では、町内会・自治会との連携強化、必要な個人情報の提供。

・「活動で困ったこと」では、活動に対する町内会・自治会の理解不足。

①民生委員は給料がありませんので、会社のように、給料の見返りがありません。そこで一生懸命やっている人ほど、他者から認められたい、と思うものです。

どうしたら良いか、私のところでは(別紙)総会で民生委員本人が発表、そのほかにも全体役員会でも年3回発表しています。

②新任を探すには

私のところは、平成 26 年から地区長会議（地区長の役割の説明）を行っています。終わってから乾き物とビールで懇親会をします。そのとき民生委員の話をしました。また「引っ越してきておめでとう会」（町会説明会）を春と秋、行っています。前は 30 名ほど集まり、説明、懇親会をしました。

5 第 2 回目締め切り 8 月 23 日、第 3 回目締め切り 9 月 9 日です。

「世話人会」を自治会役員、PTA、ボランティア団体で組織し、推薦しましょう。「介護をしながら」「少し仕事を持ちながら」の人も民生委員児童委員になって活動しています。

来年、平成 29 年には民生委員制度、創設 100 周年記念行事もあります。

お問い合わせ 麻生区役所 地域ケア推進担当 TEL 965-5156

町連常任理事・柿生第 3 地区民児協会長 （文責）鈴木正視

平成27年度 活動報告

添付資料 1

平成28年4月24日

「町内会長の活動報告」 別紙にて説明

「町内会の主な活動」

平成27年4月19日	平成27年度 五力田町内会定例総会開催(45名出席)
5月3日	「町内会費・日赤社資募金」集金活動
5月30日	町内会美化活動の実施(他に9/26、11/28の年3回実施)
5月31日	地区長会議の開催(40名参加)
7月18日	五力田会館清掃(9/19、12/19、H28.3/19 年4回実施)
8月3日	敬老祝い記念品贈呈対象者申込み開始(68名9/6~贈呈)
9月3日	「区民まつり」賛助金の募金活動
10月3日	「五力田町内会会員新名簿」配布
10月4日	町内会新規加入者の説明会開催(31名出席)
11月3日	神奈川県共同募金、年末助け合いの募金活動
平成28年1月10日	五力田町内会新年会の開催(約50名参加)
2月3日	小学一年生新入学祝い品贈呈対象者申込み開始(35名贈呈)
2月28日	第1回五力田町内会防災訓練の実施(約70名参加)
3月27日	防犯パトロール会議の開催(14名出席)
毎月3日	町内会、行政、各団体等からの配布・回覧文書の分けと配布 <u>五力田・白鳥・森のサマーフェスタ&盆踊り</u>

「各部の主な活動」

- 1) 総務部
五力田会館清掃日(7/12、9/19、12/19、3/19 延べ 約50名参加)
定例総会・全体役員会・忘年会・新年会・各種会議・説明会・懇親会等の事前準備と司会進行、会議資料・感謝状・表彰状作成、森のサマーフェスタ&盆踊りの協力、五力田会館の運営管理、設備の保守点検、美化清掃・広報配布活動等の協力支援
- 2) 広報部
毎月3日回覧・配布文書の仕分け、部員から地区長経由各会員へ町内会費・日赤募金・区民まつり賛助金・赤い羽根共同募金・年末助け合い募金の集金協力、敬老祝い・小学1年生新入学祝い記念品配布の贈呈作業、地区長選出作業等
- 3) 福祉部
歌う会
五力田会館にて毎月第3土曜日開催(11回開催、延べ 174名参加)
体操の会
毎月2回会館にて実施、健康体操(ストレッチ・リズム体操・ステップアップ訓練・脳トレゲーム等) 12回開催、延べ 313名参加
グラウンド
ゴルフの会
毎月第2木曜日、高尾根公園にて練習試合実施(5ホール 4ゲーム 6回) 9回実施 年間延べ 102名参加
- 4) 防犯部
防犯・防火等の夜間巡回活動(4回/月)、不良灯の発見修理、防犯パトロールの実施 定期巡回(夜間):4隊にて月1回ハンドマイクで防犯の呼び掛け、公園の重点点検を実施し、不審者、不法投棄放置自転車等の防犯活動を実施
日中はわんわん・お出かけパトロール等の不定期巡回を実施
3/27防犯パトロール会議を開催(14名出席)
- 5) 防災消防部
麻生区防災会議に出席(3回/年)、消火栓格納箱の点検、町内保管防災資機材点検、防災隊員の変更と防災会議の開催、避難所運営会議(片平小、白鳥中)へ出席、町内会防災訓練の計画と実施(2/28)

- 6) 環境部
 廃棄物減量指導員 地域美化ディー(町内会清掃活動) 5/30(107名)、9/26(87名)
 11/28(70名)年間3回実施 延べ264名の参加
 資源ごみ 毎月第2土曜日、古紙・アルミ缶等の回収管理
- 7) メルシーキッズ
 (子ども会) さつま芋、ピーナツ苗植付けと収穫及び焼き芋会の実施、サマーフェスタ&盆踊りへの参加、美化清掃への参加、流しソーメン親睦会の実施、白鳥神社子供神輿への参加、クリスマスコンサートの開催、五力田の歴史勉強とむかし遊びの実施、ハロウィン、みそづくり、町内散策
- 8) 五力田さつき会 敬老を祝う会開催(9/26 25名出席)、新年会開催(2/11 26名出席)
- 9) 文化部
 書の会 毎月第1・3水曜日午前中開催、年20回開催、延べ 132名参加
 広報紙 今年度未発行
- 10) 交通部 春の全国交通安全運動キャンペーン(10日間 11名)、夏の交通事故防止運動(10日間 4名)、1日警察署長キャンペーン・パレード(2名)、秋の全国交通安全運動(10日間 5名)、白鳥神社大祭(1名)、あさお区民まつり(1名)、農業まつり(2名)、年末交通事故防止運動(11名)、麻生不動尊だるま市(4名)、年間延べ 46名参加

「推薦委員の主な活動」

- 1) 消防昭和班 毎月2回活動範囲の点検、麻生区小型ポンプ操法大会参加(6位)
 麻生消防関連団体設立30周年記念式典参加、年末特別警備の実施
 麻生消防団出初式に参加、五力田町内会防災訓練の参加
- 2) 婦人消防 麻生消防関連団体設立30周年記念麻生消防団操法大会へ参加
 防火教室へ参加、ホースキット操作教室、消防フェア・秋の火災予防運動広報、麻生地区消防出初式参加、救命教室へ参加、五力田町内会の防災訓練への参加、視察研修(山梨県防災センター新館)
- 3) 地域福祉推進委員
 (高齢者委員会) 柿生地区社会福祉協議会総会、高齢者福祉委員会へ参加(年4回)
 福祉まつり参加(高齢者疑似体験)、研修会へ参加、認知症の講演会開催
- 4) 民生・児童委員
 (柿生第3民児協) 独り暮らし高齢者・生活保護者宅訪問、柿生第3地区民児協定例会出席(1回/月)、川崎市民生・児童委員大会・研修会へ出席、子育てサロン「はとぼっぼ」へ参加、福祉まつりへの参加、すこやか活動(里山を歩く会、落語を聞く会、演芸会)の開催・参加、共同募金・賛助会員募集活動への参加、金井原苑夏祭りへの参加、年末慰問金の配布
- 5) スポーツ推進委員 区壮年ソフトボール大会、スポーツ祭、市民体カテストの集い、区民祭り、区民運動会、区小学生バトミントン・バレーボール大会
- 6) 路上違反広告物除去推進協力員
- 7) 片平いこいの家運営委員(社協)
- 8) 片平こども文化センター運営委員
 「こ文夏まつり」7/19、「こ文まつり」11/22、運営協議会へ出席
- 9) 川崎市青少年指導員 平成28年度より参加



Q 民生委員・児童委員って
どういう人なの？

A 民生委員・児童委員を簡単に言うと、「福祉のことを知っている近所の人」です。専門的な技能や資格を持っているわけではなく、相談内容に応じて、必要な支援を受けられる専門機関などにつなぎ、課題が解決するよう寄り添います。そのために行政や社協、学校などさまざまな機関と連携しています。

Q 誰がなっているの？

A 民生委員法に民生委員になることができる人が定められています。市町村ごとに設置される推薦会において、地域住民の中で、社会福祉に熟意のある人が選ばれます。

Q このまちの民生委員・児童委員が誰か分からないのですが…

A このリーフレットの最終ページに書いてある「連絡先」にご連絡いただくか、お住まいの市区町村の福祉担当課にお問い合わせください。お住まいの地域を担当している民生委員・児童委員をお伝えします。

Q 相談内容は誰にも知られたくないんだけど…

A 民生委員法に守秘義務が定められています。同意いただいていないことを他の人に漏らすことはありません。

このまちとともに 次の100年へ



民生委員・児童委員は、さまざまな活動を通じて、あなたのまちの安心を支えています。
民生委員制度は、平成29年に100周年を迎えます。



川崎市

麻生区役所保健福祉センター

【地域まもり支援センター 地域ケア推進担当】

TEL 044-965-5156

FAX 044-965-5169

添付資料2

民生委員制度は、大正6年に岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まり、平成29年に制度創設100周年を迎えます

民生委員・児童委員は

住民の立場にたって
まちの福祉を担う
ボランティアです



民生委員・児童委員は、法律により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。全国共通の制度として、全国どのまちでも活動しています(全国に約23万人)。

こんな活動をしています

民生委員・児童委員は、担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。そしてその課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」になります。

また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りをおこなっています。

子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員(主任児童委員)も活動しています。

こんな悩みありませんか？

生活の不安

- ひとり暮らしでさみしい
- 高齢者二人で、何かあった時に不安
- 災害が起こった時、避難を助けてほしい



お金のこと

- 生活費がない
- 子どもの進学費がない
- 定年退職後の生活費が不安



福祉サービスのこと

- 困っているけど、どこに相談していいのかわからない…
- 障がい者手帳を申請したいのですが…
- 配食サービスを使いたいのですが…



ひとりで悩まずに相談してください



民生委員・児童委員は、
あなたの必要な支援に
つなぎ、ネットワークで
あなたを支えます!!

ご近所で気になることありませんか？

ご近所のこと

- 最近、〇〇さんの姿を見かけない
- 〇〇さんの家に何日も新聞がたまっている
- 〇〇さんが送りつけ商法の被害にあっているみたい



虐待かも…

- 〇〇さんの家の怒鳴り声と子どもの泣き声がすごい…
- 〇〇さんの子どもが何日も服を変えていない…
- 〇〇さんの年金が同居の親族に使い込まれているみたい



子育てのこと

- 子育てのことで相談できる人がいない…
- 子育てがうまくいかなくて不安…
- 子どもをたたいてしまいそう
- 子どもが学校に行かなくなった…



介護のこと

- 介護ばかりで自分の時間がない…
- 介護保険はどうやって使うの？
- おじいちゃんのために住宅を改修したいけどお金がありません…



高齢化対策

五力田町内会会長 鈴木 正視

○体操の会

毎月2回、五力田会館にて身体を動かしています。ストレッチ、リズム体操、ステップアップ訓練、脳トレゲーム、ふみ台運動等、お茶を飲み、おしゃべりして解散。

○グランドゴルフの会

毎月1回、高尾根公園にて練習試合を行う。

○歌う会

毎月1回、五力田会館にて開催、カラオケに合わせて歌っている。

○五力田さつき会（老人会）

敬老を祝う会、新年会



介護予防事業にカラオケを活用する自治体が増えてきた。歌いながら体を動かすプログラムなどで、高齢者の健康増進につなげる。楽しみながら取り組めるので、自宅にこもりがちな高齢者の外出のきっかけにもなりそうだ。
(斎藤圭史)

10月下旬、東京都清瀬市の「コミュニティプラザひまわり」の一室は熱気に包まれていた。汽車の窓から、ハンケチ振れば、牧場の乙女が、花束をあげる……。66歳から93歳の男女約40人が、カラオケで歌謡曲「高原列車は行く」を熱唱しながら、テレビ画面に映し出されるモデルの動きにあわせて手を振ったり、ステップを踏んだりした。

この教室は、同市が6月に始めた介護予防事業の「脳トレ元気塾」だ。市内3か所で週1回開かれ、参加費は1回200円。医師や音楽療法士の意見を参考に作られた、歌いながら体を動かすプログラムなどが内蔵されたカラオケ機器を使うのが特徴だ。

教室では約1時間半、音楽療法士の小川美穂さんらが見守る中、合唱しながらの体操のほか、童謡「かもめの水兵さん」の歌詞を「パ・タ・カ・ラ」の4語に置き換えて歌う口腔体操を行ったり、参加者が得意の演歌を披露したり

カラオケで介護予防



「高原列車は行く」を歌いながら、テレビ画面に映し出されるモデルの動きにあわせて手足を動かすお年寄りたち(東京都清瀬市)

◇カラオケを楽しみ、健康維持につなげるコツ

- ・好みの歌や懐メロを心を込めて歌う。気持ちが前向きになり、思い出に浸れる。口ずさむだけでもよい
- ・集団で一緒に歌うと、孤独感の解消につながる。時には男女でデュエットもいい
- ・鳴子や鈴などの楽器を使うと、軽い運動になる
- ・加齢によって声が低くなっているため、カラオケ機材の曲の音程を下げる
- ・声帯など体に負担がかかるので歌いすぎない。1曲歌ったら小休止する

(小川さんの話を基に作成)

自治体事業 体動かし気持ち前向き

した。一人暮らしの女性(91)は「家にいても声を出したり、人と話したりする機会はほとんどない。毎週の楽しみ」と話す。

同地域包括ケア推進課の関口美智子さんによると、歩

いた。一人暮らしの女性(91)は「家にいても声を出したり、人と話したりする機会はほとんどない。毎週の楽しみ」と話す。

一般社団法人全国カラオケ事業者協会(東京)によると、音楽に簡単な体操プログラムを組み込むなどしたカラオケ機器は、2000年代前半から介護福祉施設を中心に導入されてきた。

近年、脳機能の活性化やストレス軽減、唾液の分泌量の増加に伴うドライマウスや感染症の予防など、健康や生活の質の向上に役立つとの研究報告が増え、自治体の介護予防教室にも取り入れられるようになった。「健康寿命を延ばし、医療や介護の費用の削減につなげたいという思いも

あるだろう」と同協会は指摘する。東京都町田市や福井県坂井市、福岡市などでも、清瀬市と同様の事業が行われている。

長野県松本市は昨年、試験的に導入したところ、従来の介護予防教室よりも、男性の参加者が多かったことから、今年は定年退職した男性を対象に実施している。同市では「女性に比べて、閉じこもりがちとされる男性の社会参加や、生きがい作りに活用できるかどうかを検証したい」としている。

カラオケを活用した介護予防事業について、鶴見大学歯学部教授の斎藤一郎さんは「カラオケは多くの人が慣れ親しんできたもので、楽しみながら続けられる。健康面の効果に加え、人が集まることで、仲間作りやコミュニティの活性化も期待できる」と話す。

口腔体操

(ドレミの歌)

パ はパセリの パ

パーパンピパピバ

タ はタケノコの タ

タータタタタタ

カ はカボチャの カ

カーカカカカカ

ラ はラッキョウの ラ

ララ 歌いましょう ララ

パ (パ) 行：口唇（閉鎖不全に対するアプローチ、口輪筋の力をつける）の訓練。

タ (タ) 行：舌尖（舌尖の動きを引き出す、舌尖を前歯の裏側につける）の訓練。

カ (カ) 行：奥舌（奥舌の上下運動、奥舌が口蓋につくようにする）の訓練。

ラ行：舌尖（舌尖の動きを引き出す、舌尖を奥に丸めるような動きを引き出す、舌尖を前歯の裏につけてはじくような動き）の訓練。

防災の取り組みについて

新百合ヶ丘自治会 自主防災組織 本部長 樋口 誠

要点1. 防災訓練を初めて実施する時の実施方法・注意点、：（例）

1. 何の為の訓練を実施するか

・災害の種類： 震災

・起きる状況の想定： これまでにこの国で起きた状態を前提

- ① 家屋の倒壊があり得る
- ② 火災の発生があり得る
- ③ 数日間は陸の孤島になる

2. 実施方法：

・倒壊に備えた活動： ①家屋の耐震化の促進、家具固定の促進、 ②ジャッキやチェーンソウ、 ③牽引索の操作訓練、 ④避難誘導訓練、 ⑤けが人の手当、搬送訓練

・火災の発生に備えた訓練： ①非常時には消防車はなかなか来れないとの認識に立った消火器の扱い訓練、 ②防火水槽、路上消火栓からの放水訓練

・陸の孤島対策： ①各家庭における備蓄の7日間分の確保推進、 ②炊き出し訓練（祭りほか餅つき大会などのイベント活用）

要点2. 備えるべき防災資器材： 想定が大事

要点1. で上げた、「起きるであろう想定」に対処する為の資器材が必要

- ① 家屋の倒壊があり得る： 倒壊家屋からの救出用具
- ② 火災の発生があり得る： 消火用具
- ③ 数日間は陸の孤島になる： 炊き出し用具

要点3. 防災資器材置き場の確保： 都市公園がベストではないが適当

1. 共用の防災資器材： 個人で備蓄するまでもないが、いざと言う時に必要な資器材は、住民の出来るだけ手近にあることが望ましい。適当に配置されている都市公園を利用確保に当たっては、区役所の危機管理担当に先ず相談。道路公園センターに申請

1. 個人が備えることが望ましい備品： 傾いた家屋からの脱出用具。生き延びた後の生活維持用品（私の居る組織では食料、トイレは組織では備蓄しない方針）

要点4. 防災専門部会の必要性： 防災活動を継続的に担当する組織をつくる

1. 有志の人材と自治会の資金を活用できる組織

2. 短期に人材が入れ替わらない組織

- 例： ① 自治会長と自主防災組織本部長を分離（兼務しない）
- ② 平常時の活動と非常時の活動を区別
 - ③ 防災活動だけなら協力するという人材の活用

防犯活動について

岡上町内会 会長 宮野 敏男

町内会・自治会で行う防犯活動には、青色防犯パトロール車（青パト）による防犯パトロールや防犯カメラの設置などがあります。それぞれについて、以下に説明します。

1. 青パトによる防犯パトロール

(1) 準備

- ①町内会・自治会で青パト利用のパトロール実施を決定する。
- ②麻生警察署生活安全課に連絡し、講習を依頼する。→ 951-0110
- ③講習を修了し、パトロール実施者証の交付を受ける。
- ④パトロール地域や実施担当者（2名以上）、時期を決める。

(2) 実際のパトロール実施

- ①青パトの予約をする。 → 965-1780
(麻生防犯協会、3ヶ月前の1日～10日に予約)
- ②予約が取れたら、取れた回数分の使用料（1回500円）を
セレサ川崎新百合丘支店の麻生防犯協会の口座に振り込む。
- ③麻生防犯協会から青パト使用券のチケットが指定場所に送られる。
- ④当日青パトを受け取りに行く。チケットを持参する。
小さい籠にキーとテープ等が入ったセットが渡される。
駐車場に行き、青パトを出して、自分の車を駐車する。
- ⑤パトロールする地元に戻るまで青色回転灯は回さない。
- ⑥実施者証を持つ人を含め、2～4人でパトロールする。
- ⑦パトロールの際には、青色回転灯を回し、犯罪抑止のテープを
流しながら行う。なるべくゆっくりと回るのが望ましい。
後ろに一般の車両が近づいたら、先に行かせる等の措置をとる。

(3) 返却

- ①地元でのパトロールが終わったら、麻生警察署に返却に行く。
往路と同じく、青色回転灯は回さない。
- ②自分の車を出し、青パトを駐車する。
- ③キーとテープ等を窓口に返却する。

2. 防犯カメラの設置

(1) 準備

- ①総会等で防犯カメラ設置の提案をし、承認を受ける。
議事録に記録する。
- ②防犯カメラ運用のための管理運用基準を用意する。
同時に、町内会・自治会の会則も用意しておく。
- ③導入したい機種・設置場所・電気設備等を検討する。
工事を依頼する業者から見積もりを取得する。
- ④「防犯カメラ設置補助制度」に応募する。
平成28年度は7月14日まで
連絡先は川崎市役所市民文化局市民生活部地域安全推進課
設置費用の10分の9（1台当り324,000円が限度額）以内の
補助が受けられる。

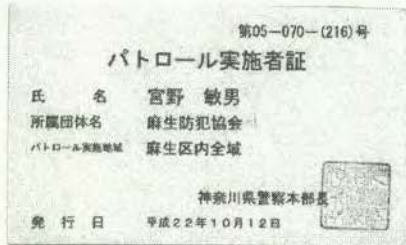
(2) 設置

- ①市の補助金支給が決定したら、工事業者に工事を依頼する。
- ②設置に際し、「防犯カメラ作動中」の看板を見えるところに
貼るか立てておく。
- ③設置が完了したら、市の補助金支給を申請する。
- ④記録がなされているか定期的にチェックする。

3. その他

- ・青パト、防犯カメラとも麻生防犯協会が管理・仲介をしています。（Tel：965-1780）
- ・防犯カメラ以外に、車へのドライブレコーダー設置（常時録画状態）も有効です。

参考資料



- ・パトロール実施者証は、麻生防犯協会メンバー向けに発行される。
- ・パトロールの際には、防犯キャップとベストを着用する。



岡上町内会が設置する防犯カメラの管理運用基準。

1 目的
岡上町内会は、岡上地域（岡上公会堂及び岡上宮農団地集出農場）に設置する防犯カメラについて、放火、不法投棄、器物破損、窃盗などの犯罪を防止する結果目的と周辺のプライバシー保護等の調和を図り、適切な管理運用を行うことを目的とする。

2 防犯カメラの設置場所、撮影範囲
防犯カメラの設置場所は、岡上公会堂及び岡上宮農団地集出農場に設置し、岡上公会堂周辺の所通行道及び岡上宮農団地集出農場周辺の市道付近を撮影範囲とする。

岡上町内会が設置する防犯カメラの管理運用基準細則。

3 防犯カメラの管理運用
(1) 防犯カメラの管理
(2) 管理責任者は、¹
(3) 管理責任者の責
ア 画像により
イ 防犯カメラ
九は、不当な²
ウ その他設置

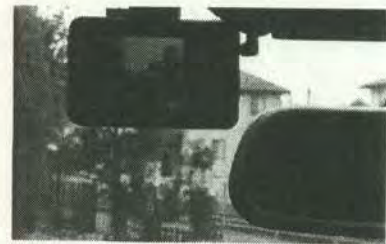
目的
岡上町内会が、岡上地域（岡上公会堂及び岡上宮農団地集出農場）に設置する防犯カメラの管理運用については、「岡上町内会が設置する防犯カメラの管理運用基準」に定めるこの細則によることとする。

防犯カメラの設置場所、撮影範囲、撮影時間
防犯カメラの設置場所は、岡上公会堂については南西方向の軒下壁面に設置し、ケーブルを屋内に引き込み、本体を岡上公会堂事務室内の机の上に設置する。岡上宮農団地集出農場については、建物外部の足場パイプ上に設置し、ケーブルを屋内に引き込み、岡上宮農団地集出農場内のロッカー内に設置する。カメラの撮影範囲については調査年度の持ち具合により方向、ズーム距離を調整する。撮影時間は午前0時から午前0時の24時間とする。

- ・防犯カメラを設置する前に、管理運用手順を制定する必要がある。（総則及び細則）



- ・ドライブレコーダーの設置は、事故の際の証拠を残すだけでなく、犯罪防止に役立つこともある。



町内会・自治会の規約作成について

真福寺町内会 会長 井上 俊夫

町内会・自治会は、住民の自由意志によって結成される任意団体です。そのため、法令などにより規約や会則を作ることが義務付けられているわけではありません。

しかし、ルールを明文化しておくことで、新しく加入する人に会のことを分かりやすく説明できて、役員も明確なルールに基づいて安心して活動できます。

規約や会則を決めるにあたっては、会員の総意で町内会・自治会の方針を決定する「総会」を開き、よく話し合ったうえで議決し、制定しましょう。

規約に定める内容は、一般的に以下のようなものです。ただし、規約は改正についても総会で議決することが望ましいため、あまり細かいことまで規約で定めてしまうと、規約改正のために頻繁に総会を開く必要が生じたり、会を弾力的に運営できなくなる恐れがあります。重要な事項だけを規約で定めて、軽易な事項は、細則や役員会の決定に委ねるという方法もあります。

○規約に記載する内容	会の名称や、事務所の所在地などを記載します。
(例) 名称・事務所	
目的	「互いに支え合う、住みよい地域づくり」など、会の設立趣旨を記載します。
事業	「交流」「防犯」「防災」「美化」など、目的を達成するための事業を記載します。
区域	「〇〇町全域」「〇〇通から〇〇通までの区域」など、会の区域を記載します。
役員	会長・副会長・会計など役員の種別や選任方法、職務・任期などを記載します。
会議	総会、役員会などの会議について、議決する内容や、招集の方法、定足数などを記載します。
会計(会費)	「一世帯当たり月額〇〇〇円」、「毎年総会で決める」などと記載します。

《規約作成上の注意点》

(1) 事務所は、会長宅(住所・氏名)とする。

会長が変わった時、町内会の預金を変更する場合に身分証明を求められるため、町内会・自治会の所在地は、規約で決めておく必要がある。

(2) 規約は大枠(基本的な内容)をきちんと定め、極めて詳細な内容は、「都度」役員会、又は三役会で決済できるようにする。微細な変更でも規約改正の都度、総会が必要となる。

*その他の注意点は、ネット検索 して確認してください。

議事録作成例

代表者（会長） 麻生一郎 印

第〇〇回（〇年度） 〇〇自治会通常（臨時） 総会議事録

- 1 開催日時 平成〇年〇月〇日 〇時～〇時
- 2 開催場所 〇〇自治会集会所
- 3 会員総数 〇〇人
- 4 出席者数 〇〇人（委任状提出者〇〇人を含む）
- 5 議決事項
 - (1) 第1号議案「〇〇〇〇」 賛成〇人、反対〇人 可決
 - (2) 第2号議案「〇〇〇〇」 賛成〇人、反対〇人 可決
- 6 議事の経過及び発言要旨

議事録をコピーしたものに、新会長が署名、押印してください。

- (1) 開会
- (2) 議長選出 〇〇〇〇氏
- (3) 議事録署名人の選出 〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏
- (4) 総会成立の宣言

議長から、今日現在の会員総数は〇〇人で、出席者は〇〇人、委任状提出者は〇〇人、合計〇〇人であり、その結果、会員の過半数の出席があったと認められたので、〇〇自治会規約第〇〇条の規定により、本総会は有効に成立したとの宣言がなされた。

(5) 議事

- ① 第1号議案「〇〇〇〇」について
提案説明（〇〇副会長）

（内容）

質問（〇〇氏）

回答（〇〇副会長）

議決

第1号議案について議決を求めたところ、賛成〇人、反対〇人のため可決された。

（以下、議案の数だけ続く）

(6) 閉会

この議事録は、事実と相違ないことを確認します。

平成〇年〇月〇日

議長 〇〇〇〇 印
議事録署名人 〇〇〇〇 印
議事録署名人 〇〇〇〇 印

会長が交代した場合において、議事録中で新会長の氏名が記載されていない場合は、総会資料の新役員名簿を添付してください。

役員(班長) マニュアル作成について

真福寺町内会 会長 井上 俊夫

真福寺町内会では、役員(班長)業務のスムーズな引継ぎと、引継ぎレベルの標準化を図るため、班長マニュアルを作成しています。本マニュアルは業務の変化に合わせて適時改訂する事にしています。

また、困った時の対処マニュアルも作成中です。

1. 業務引継ぎ用 班長マニュアル(別紙参照下さい)

2. その他(困った時の対処マニュアル)
 - (1) 防犯灯故障時の連絡
 - (2) 定例班長会に欠席の場合の対処法
 - (3) 町内会活動中に災害・事故に遭ってしまった場合の対処法
(ボランティア保険・自治会活動保険などの手続き)
 - (4) 班内で高齢者(75歳以上)の方が亡くなられた場合の連絡
 - (5) 緊急時の連絡
 - ① 連絡網の使い方
 - ② 犯罪(痴漢・下半身・・・など)の情報連絡
 - (6) 災害時(土砂崩れ・水害などの災害)の対処法
 - ① 災害時要援護者の対応
 - (7) 町内会の問題・課題などの意見について

真福寺町内会 班長マニュアル

【班長の任期】

真福寺町内会の年度は、5月1日から4月30日までの一年間であり、班長の任期もこれに準ずる。

但し、班長の任期に関しては、各班がそれを妥当と認める場合には、4月1日から3月31日までの一年間とすることも認められる。

(注) 毎年4月中旬頃に開催される真福寺町内会の総会は、それまでの一年間の業務・決算報告と新年度の計画・予算を会員に図るものである。従って、旧班長と新年度を担当する新班長が出席する。

【班長の職務】

(1) 町会役員班長会への出席と、回覧文書および各戸配布物の手配

毎月一度(原則毎月第1日曜日13時、1月・5月は第2日曜日13時に変更の場合有り)真福寺町内会館の1階で開催される町会役員班長会に出席し、各種集金を納入し、回覧文書・各戸配布物を受け取り、連絡事項等の指示を受ける。また、当番に当たる班の班長は、指定の作業を行う。

月例の町会役員班長会の時系列的な流れは、下記の通り。

12:20頃	配布当番の班長が集合。真福寺町内会館2階で、各戸配布物を20部ずつ仕分けて重ねる。(各班長が自班の班員数分の枚数を取りやすくするため。)
12:40頃～	各班長が、真福寺町内会館2階に到着し、① 集金(町会費・寄付金)の納入、② 各戸配布物の受け取り、③ 回覧文書の受け取りを行う。
13:00より前までに	真福寺町内会館1階に行き、班長用の会議資料とペットボトルの飲み物を受け取り、着席して会議開始に備える。
13:00	町会役員班長会議開始

(注) 真福寺町内会館2階における、各班長のアクションフローは次ページのとおりである。

① 集金（会費・他）の納入

集金の納入がある場合には、最初に会計担当の所へ行き、仕切り書と現金を納入する。仕切り書は、自宅であらかじめ記入してくる。町会費と寄付金は、合算せずに、仕切り書の違うページにそれぞれ記入する。

② 各戸配布物の受け取り

仕分け当番が20部ずつ仕分けた束の中から自班の世帯数の配布物を受け取る。例えば、23世帯が所属する班の場合、配布物の束を1つ（20部の束）取る。もうひとつの束から3部のみ取り、残りの17部を返すが、これは仕分け当番が仕分けた束の上には戻さず、部屋の端のテーブルの上に半端部数として乗せる。半端部数は、仕分け当番が再度まとめて20部の束にする。

③ 次に、壁に貼られたマグネット式の班名カードの中から自班のカードを取り、それと引き換えに回覧文書を担当者から受け取る。

（班長が欠席の場合には、このカードが壁に残るので、残ったカードの班に対して、役員が配布物と回覧文書を取りまとめ、班名を書いた紙と共に町内会館外のロッカーの中に入れてくれるので、後日速やかに取りに行き、文書を回覧あるいは各戸配布する。）

④ 町会役員班長会終了後に回覧版を回し、各戸に配布物を配布する。

（2）町会費と寄付金の集金及び町会への納入に関して

① 町会費→月額 250 円

毎年4月中旬頃に開催される総会にて町会費金額が承認されるため、町会費の集金開始は総会終了後とする。町会費額に変更がある場合には、総会に出席する旧班長は、新班長にその旨を知らせる。

原則として、5月最初の町会役員班長会に間に合うように、新班長が町会費集金し、納入する。

町会費の納入は、各班の取り決めにより、一年分全額一括納入、半年分ずつ2回納入、毎月納入等が可能である。（原則は毎月納入）

集金時には、各戸にお渡しする町会費集金用の領収書を予め書いておき、各戸集金時に現金の受領と引き換えに当該領収書を班員にお渡しする。

町会費を町会役員班長会にて町会担当者に納入する時には、予め、複写式の町会費領収書（仕切書）に記入しておき、現金と一緒に領収書綴りを担当者に渡す。担当者が町会の印を押して控えを切り取り現金と共に徴収し、領収書綴りを返却してくれるので持ち帰って保管する。

2) 町会役員班長会出席時に、

- *入会金会計担当者に、入会金 2500 円と転入者の氏名・住所・電話番号をメモした紙を提出し、入会金の領収書・転入者向け書類（ゴミの出し方一覧・その他）を受け取る。
- *町会費会計担当者に、町会費現金と町会費領収書綴りを渡し、担当者の押印後に町会費領収書綴りを持ち帰る。

3) 町会役員班長会終了後、新規転入班員に、町会で受け取った入会金の領収書及び転入者向け書類を渡す。

(3) 町会行事・作業等のお手伝い

町会から各班長に対する依頼に基づき、指定された行事等のお手伝いをする。

① 配布物仕分け当番（年 2 回依頼がある）

当該当番に関しては、町内会館 1 階の壁に一覧表が貼られており、同 1 階の黒板に毎月当番班が手書きで示される。各班長が年 2 回、配布物の仕分け作業を行う。当番の月の町会役員班長会には、早め（12 時 20 分頃）までに町内会館 2 階に到着し、各班長の受け取り便宜のため、各戸配布物を 20 部ずつ仕分けて重ねる。

② 行事・作業（会館清掃あるいは盆踊り）のお手伝い

町内会館の清掃（11 月）あるいは盆踊りのお手伝い（8 月）の当番にあたる班の班長は、これに出席し作業をする。

(4) ゴミ置き場の管理

① ゴミ置き場の整理整頓

班長は、定期的なゴミ置き場の清掃および道路の日のごみ置き場の清掃を統括する。掃除当番の取り決め等、管理方法は各班の自由裁量に委ねられる。

② 収集不能なゴミの回収依頼

収集不能なゴミ等がゴミ集積所に投棄される、あるいは収集されずに残ってしまった場合には、下記に電話して回収を依頼する。但し、不法投棄物品を安易に回収せずに、不法投棄者および周囲に回収不能なゴミを周知させるために、一定期間その場に置いた後に回収してくれる。

☎ 多摩生活環境事業所 933-4111

一年間の活動 (2016年3月現在)

<p>4月</p>	<p>町会役員班長会 (第1日曜 13:00 ~)</p> <p>(会議開始が13時なので、毎月、12時半過ぎ頃に町内会館2階に到着して、配布物等を受け取り、1階に移動して開始を待つと良い。)</p> <p>① 4月中旬頃の総会は、年度の締めとなる事業・決算報告があるので、旧班長が出席する。新班長も旧班長と同伴出席した方が良い。</p> <p>② 総会にて、町会費額 (現在月額250円/世帯) が提案されるので、町会費の集金は、総会で月額が承認された後に実施する。</p> <p>③ 4月の役員長会にて日赤社資募金関連書類が配布になる事もある。</p> <p>④ 役員 (班長) 変更届用紙が配られるので、新班長が記入して提出する。3月中に配布になる場合もあるので、その場合には旧班長が記入して提出する。</p> <p>⑤ 新班長が、町会費 (月額250円) を各班員宅から集金する。</p> <p>☆3月あるいは4月の町会役員班長会に、新旧班長が一緒に出席し、一緒に行動することにより、引き継ぎを徹底することが望ましい。</p>
<p>5月 <日赤社資募金文書が配布になる></p>	<p>町会役員班長会 (第1日曜 13:00 ~、連休のため第二日曜日 13:00 ~に変更の場合あり)</p> <p>① 町会費を納入する。</p> <p>② 日赤社資募金関連書類が配布になる。</p> <p>③ 募金 (〇〇〇円) を各班員宅から集金する。(金額は、その年度の指示により変わる。)</p> <p>(日赤社資募金関連書類は、4月に配布になる場合もある。)</p>
<p>6月 <集金提出></p>	<p>町会役員班長会 (第1日曜 13:00 ~)</p> <p>① 日赤社資募金を納入する。</p> <p>(日赤社資募金関連書類が4月に配布になった場合には、集金を前倒して、4月中に集金して、5月の町会役員班長会にて納入可能。)</p>
<p>7月 <ご長寿者の情報調査用紙配布></p>	<p>町会役員班長会 (第1日曜 13:00 ~)</p> <p>① 敬老の日のお菓子の配布リストのベースとするため、班内の75歳以上のご長寿者の現状調査を行う用紙が配布になる。</p> <p>安否確認を兼ねて新規該当者の有無を調査するため、必ず毎年各戸調査を実施願いたい。調査用紙への記入内容の中には生年月日等の不変の情報もあり、また次年度の調査の土台とするためにも、町会への提出前にコピーを取る等して、班長用控えを作って保管し、次年度班長に引き継ぐと毎年の調査が円滑に進むものと思われる。</p>
<p>8月 <ご長寿者の情報調査用紙提出></p>	<p>町会役員班長会 (第1日曜 13:00 ~)</p> <p>① ご長寿者の情報調査用紙提出</p>
<p>9月 <敬老の日のお祝い配布> <ゴミ置場清掃></p>	<p>町会役員班長会 (第1日曜 13:00 ~)</p> <p>① 敬老の日のお祝い (菓子) 配布</p> <p>② 作業：美化運動の日 (班ごとにゴミ置き場周辺その他の各班指定場所を清掃)</p>

10月 ＜寄付関連文書が配布になる＞	町会役員班長会（第1日曜 13:00～） ① 赤い羽根募金・年末助け合い募金関連書類が配布になる。 ② 半年ごとの町会費集金の班は後期町会費（月額250円）を集金する。 ③ 赤い羽根募金（1世帯 ◎◎◎円）と年末助け合い募金（1世帯 ◎◎◎円）を各班員宅から集金する。（寄付金額は、その年度の町会からの指示により変動の可能性あり。）
11月 ＜集金提出＞	町会役員班長会（第1日曜 13:00～） ① 半年ごとの町会費集金の班は、後期町会費を納入する。全ての班は、赤い羽根募金・年末助け合い募金を町会に提出（赤い羽根は11月納入期限、年末助け合い募金は12月納入期限であるが、両者併せて11月町会役員班長会時に納入可能。）
12月	町会役員班長会（第1日曜 13:00～） ① 年末助け合い募金を未提出の班は、それを納入。
1月	町会役員班長会（第1日曜 13:00～、第2日曜日 13:00～に変更の場合あり。）
2月	町会役員班長会（第1日曜 13:00～）
3月 ＜ゴミ置場清掃＞ ＜引き継ぎ＞	町会役員班長会（第1日曜 13:00～） （引き継ぎのため新旧班長同席可） ① 新班長のお名前を書く用紙（役員変更届）配布 ② 作業：道路愛護の日（班ごとにゴミ置き場周辺、その他の各班指定の場所を清掃）
4月 ＜新班長のお名前を届ける（所定の用紙あり）＞	町会役員班長会（第1日曜 13:00～） （引き継ぎのため新旧班長同席可） ① 町会に新班長のお名前を届ける。 ② 中旬頃に開催される総会に出席する（一年間の締めとして開催されるので直前年度の班長（旧班長）が出席する）。

＜班長の引き継ぎに関して＞

班長任期は、5月1日から4月30日まで、あるいは4月1日から3月31日までのいずれか一方を各班の都合で選択可能です。

例年、初めて任務に就く班長が、旧班長から十分な引き継ぎ説明を受けずに着任して戸惑うケースが複数見られるため、各班で新旧班長の引き継ぎを徹底して戴ければ幸いです。

3月あるいは4月の町会役員班長会の折に、旧班長と新班長が一緒に出席して、町内会館内での行動手順等を一緒に体験して、各班の事情に添った内容を詳細に説明して戴ければ、新班長が戸惑う場面が少なくなるので、ご協力をお願いします。

コンタクト先及び手順

平成 28 年 5 月 1 日

真福寺町内会

真福寺町内会が対応可能な事案の発生時には、班員は所属する班の班長に連絡し、班長が取りまとめて町会執行部の担当者に連絡する。町会外の組織（麻生区役所・川崎市役所・警察署・そのほかの組織・団体等）への連絡や依頼が必要な場合には、各班長からの連絡を取り纏めて、真福寺町会長が所轄省庁・組織・団体等へ陳情・報告・申し出を行う。下記の表は、各班の班長が各種連絡を行う際の連絡先の一覧である。

番号	事項・事象	担当者 連絡先	申し出の機会	手順等
1	防犯灯の球切れ、故障、破損、他。	担当者： メール連絡 (不可能な場合には電話連絡)	緊急を要する場合には担当者に直接、その他は定例班長会にて担当者に連絡。	防犯灯のポールに貼ってある記号番号・電柱番号・その他の情報と共に、発生している問題を連絡して下さい。
2	定例班長会に欠席の場合。	担当者： メール連絡 (不可能な場合には電話連絡)	欠席する定例班長会に先立って、担当者に連絡。	欠席連絡を入れる。配布物等は定例班長会にて仕分けされ、欠席班長の分は、町内会館に向かって右側の階段下にあるスチール製物置の中に、ひもで縛って班名を表示して置きます。定例班長会終了後、出来る限り速やかに取りに来て、自班の班員に回覧・配布をお願いします。
3	町内会活動中の災害・事故等	メール連絡 (不可能な場合には電話連絡)	災害・事故受付の第一報は、速やかに担当者に申し出る。	ボランティア保険・自治会活動保険等の加入手続きおよび補償金等の請求手続き。・・・詳細は別途
4	満 80 歳以上の高齢者がご逝去の場合の町内会からのお香典	メール連絡 (不可能な場合には電話連絡)	ご逝去の事実を知り得た段階で、速やかに連絡する。	真福寺町内会の会員で、満 80 歳以上の高齢者が亡くなった場合には、班長が町内会に連絡し、町内会からのお香典をお届け願いたい。金額は一律 5000 円。町会に功労のあった方々ご本人のご逝去の場合には 10000 円。

番号	事項・事象	担当者 連絡先	申し出のタイミング	手順等
5	緊急連絡 ⇒ 連絡網の使用方法	緊急の連絡事項の場合には、電話連絡。その他の場合には、メール連絡。		緊急連絡網の使用に際しては、まず先に会長に連絡。
6	緊急連絡 ⇒ 犯罪の情報提供 (痴漢・露出狂・付きまとい・ストーカー・覗き・ひったくり・空き巣・車上狙い・盗難・そのほかの不審者・詐欺(訪問・電話)・他。	メール連絡	被害・事故受付の第一報は、警察他に速やかに通報する。又、町内会担当者に申し出る。	110 番通報を優先して行う。町内会のエリア内あるいは影響が及ぶ懸念がある場合などは、情報の共有・地域規模での警戒のため、町内会担当者にもご一報願いたい。発生した事柄、日時、概要、犯人像等の情報を提供をお願いします。
7	災害発生時(避難警報発令等) (土砂崩れ、大地震、水害、他)	メール連絡 (不可能な場合には電話連絡)	災害・事故受付の第一報は、速やかに担当者に連絡。	各班の周囲で、土砂崩れ、大地震、水害等による被害が発生したり、避難警報等が発令になったりした場合には、会長・防災担当部長に連絡。
8	災害発生時(災害時要援護者の対応)	メール連絡 (不可能な場合には電話連絡)	災害・事故受付の第一報は、速やかに担当者に連絡。	各班の災害時要援護者の有無や氏名を明確にしておく。有事の際は、班内で対応する。対象者自身あるいは家族・親族・後見人の意向等を予め確認し、支援の有無・手順・誰が支援するか等を班内で決めておく。
9	ゴミ置き場の帯・塵取り等。	メール連絡 (不可能な場合には電話連絡)	環境衛生部長に連絡。	古くなったり 破損したりした場合には新しいものを町内会から支給します。定例班長会にて申し出があれば渡します。在庫が無い場合や特殊なものの場合には、あらかじめ連絡を戴くか、次回定例班長会もしくは別途定める日時に渡すこともある。 (注：春秋年二回の道路の日の町内一斉清掃の折には、直前の定例班長会にビニールごみ袋をお渡しします。)

番号	事項・事象	担当者 連絡先	申し出のタイミング	手順等
10	仕切り書綴り・領収書綴り等。	メール連絡 (不可能な場合 には電話連絡)		町内会に収める「町会費」「寄付金」の金額を記入する仕切り書綴り、班員への集金時に渡す「町会費」の領収書の綴りが入用の場合には、定例班長会の折に、町会館2階で収納作業に当たっている会計にお申し出ください。 (注：年3回ある日本赤十字・赤い羽根・年末助け合いの寄付金の折に班員に渡す領収書は、寄付の依頼の折にその都度渡します。)
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				

現在、追加中

町内会・自治会の法人化（認可地縁団体化）

栗木町内会会長 仲林 久夫

1. 認可地縁団体とは

地方自治法等に定められた要件を満たし、手続きを経て法人格を得た町内会、自治会等（一定の区域に住所を有し、広く地域社会の維持、形成を行い、地域的な共同活動を行っている団体）のことをいいます。

婦人会やスポーツ団体のように、性別や活動の目的等が限定されているものは地縁団体とはいわず、認可も得られません。

2. 何のために創られた制度か

これまで、町内会が所有する土地や集会施設などの登記名義は、会長個人あるいは複数の代表者の共有名義となっており、町内会名での不動産登記は不可能でした。そのため名義人の転居や死亡などによる名義の変更や相続などに問題が生じていました。このような問題を解消するため、町内会の法人格取得を可能にし、団体名義で不動産登記を可能にしようとするために創られた制度です。

不動産などを保有する目的がない団体には、法人格の取得は認められません。

地縁団体のメリット

①町内会名義で不動産登記ができる。

町内会所有の不動産（土地・建物）については、これまでその登記は個人名、若しくは共有名義でしか登記できませんでした。このためその財産上の種々のトラブルの原因（代表者や共有名義人の転居、死亡などで構成員でなくなった場合に、名義変更の煩雑さ・相続等の問題が生じる）となり、このトラブルを解決するため、1991年（平成3年）に地方自治法が改正され、町内会（地縁による団体）名義で不動産登記ができるようになりました。

②規約に定める範囲内で権利能力を持つことができる。

法人格を取得するということは、法律行為ができるようになることを意味します。

すなわち、財産面だけでなく、目的の範囲内であれば全てにわたって独立して取引主体あるいは財産の保有主体となることができます。

町内会館の建て替えや修繕などの必要が生じた場合や、町内会で新たに財産（土地や車）を取得する場合の契約行為が容易になる。

③町内会運営に透明性がでる。

権利義務が主体になるということは、ルールに則って会運営をしなければならないことを意味し、会運営に透明性がでることを意味します。

地縁団体のデメリット

①規約に定める範囲内で義務を負います。

法人認可を受けた地縁による団体（町内会、自治会等）は、規約に定める範囲内で義務を負うこととなります。総会の開催、役員を選出等、規約に基づいて町内会を運営して行くこととなり、その手続きが従前に比べ少々煩雑になります。

②営利を目的としている場合、固定資産税、法人税が課税されます。

町内会が所有する土地・建物については、それが公共性の強いものであって、現に町内会活動に直接利用されているものは、固定資産税の減免があります。ただし、営利活動に用いているものや町内会活動に利用されていないものはこの限りではありません。

以上をまとめると

地縁団体のメリット

- ・不動産登記ができる。
- ・賃貸借や預金の契約の主体となれる。
- ・意思決定や行動が法的なルールに基づいて行われる。
- ・寄付や公的援助が受けやすくなる。
- ・社会的信用が高まる。

地縁団体のデメリット

- ・設立に費用と手続きが必要、又、規約や告示事項（代表者等）に変更がある場合、届出が必要。
- ・ルールに基づいた運営をしなければならない。
- ・会計報告を行わなければならない。
- ・一定の営利活動もできるが、その場合は、法人税や法人事業税の対象となる。

町会だよりの発行、町会ホームページの開設について

	町会自治会名	町会自治会だより	ホームページ
1	マイシティ新ゆり町内会	2か月に1度	
2	柿生駅前町内会	4か月に1度	
3	上麻生東町内会	3か月に1度	
4	片平町内会	3か月に1度	
5	北イトーピア自治会	月に1度	
6	万福寺町内会	4か月に1度	http://members3.jcom.home.ne.jp/manpukuji-chonaikai/
7	新百合ヶ丘駅南町内会	2か月に1度	
8	黒川町内会	2か月に1度	
9	はるひ野町内会		http://www.town-haruhino.join-us.jp/
10	岡上町内会	月に1度	http://town-okagami.com/
11	岡上西町会	6か月に1度	
12	山口台自治会	4か月に1度	
13	新百合ヶ丘レガートプレイス自治会	2か月に1度	
14	百合ヶ丘勸交会	月に1度	
15	早野町内会	2か月に1度	
16	麻生台団地自治会	3か月に1度	
17	王禅寺町内会	月に1度	
18	弘法の松親和会	3か月に1度	
19	日生百合ヶ丘自治会	2か月に1度	
20	新百合ヶ丘自治会	3か月に1度	
21	虹ヶ丘3丁目団地自治会	年3回	
22	さつき第2自治会	月に1度	
23	白山けやき自治会	4か月に1度	
24	新百合ヶ丘第5自治会	月に1度	
25	三井百合ヶ丘第2地区自治会	月に1度	
26	サニーハウス百合丘管理組合	月に1度	
27	水暮町会	月に1度	
28	小田急分譲地自治会	月に1度	
29	百合丘一丁目町会	2か月に1度	
30	百合丘二丁目町会	月に1度	
31	百合ヶ丘三丁目町会	月に1度	https://sites.google.com/site/yurigaoka3chokai/
32	東百合丘町会	6か月に1度	
33	サンラフレ百合ヶ丘自治会	月に1度	
34	百合ヶ丘みずき街自治会	3か月に1度	
35	高石町会	月に1度	http://town-takaishi.net
36	多摩美町会	2か月に1度	
37	三井細山自治会	月に1度	
38	若葉町会	2か月に1度	
39	金程富士見会	月に1度	
40	有楽自治会	月に1度	
41	千代ヶ丘中ノ間自治会	4か月に1度	
42	向原町会	4か月に1度	
43	金程町会	月に1度	
44	ライオンズガーデン百合丘自治会	月に1度	